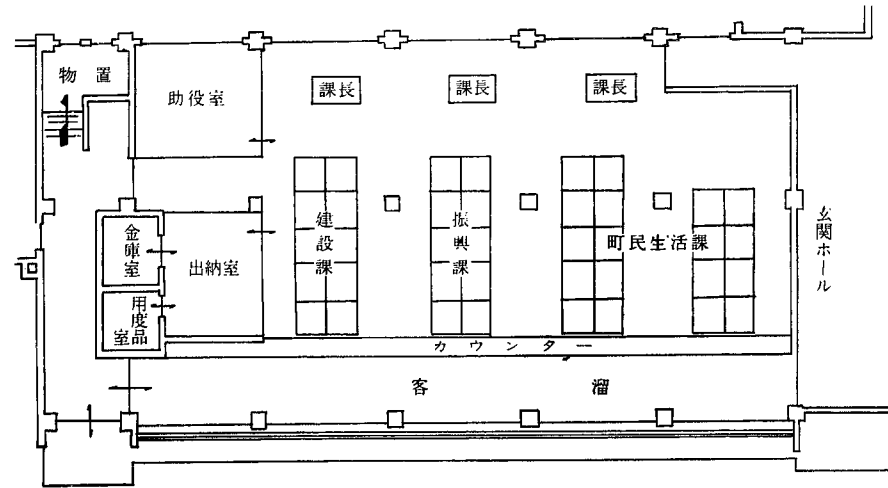


役場機構が一部変わりました



開発振興課が振興課と建設課の二課になりました。四月一日から役場の機構が一部変わりましたので、お知らせします。

今までの開発振興課が廃止されて、振興課と建設課の二つの課に分かれました。また収入役室の名称が出納室に変更になりました。

なお、振興課と建設課における事務分担は次のとおりです。

- ▽振興課
 - 振興係... 農業の振興に関すること。農産物の生産計画及び指導に関すること。農作物の病害虫防除に関すること。畜産改良普及に関すること。畜産振興に関すること。花き園芸振興に関すること。農業構造改善に関すること。土壌改良に関すること。農業振興地域整備に関すること。農業団体の振興に関すること。商工業の振興に関すること。中小企業金融に関すること。露店市場に関すること。度量衡に関すること。観光に関すること。発明奨励に関すること。
- ▽建設課
 - 管理係... 道路、橋梁、河川、堤防に関すること。公共水面に関すること。道路の占用に関すること。建築

新年度最初の 嘱託員会議が開かれました

去る四月二日に中央公民館において、昭和五十六年度最初の嘱託員会議が開かれました。

当日は、先ず町から今年度における事業などの説明があった後、嘱託員の方々から活発な質疑があつて閉会しました。

新年度に入って、多数の町内で嘱託員の交替がありましたので、四月二日現在の嘱託員の方を紹介いたします。

()は町内名

▽加藤隆(大川前二)▽田中豊一(大川前二、三)▽坂井秀吉(大川前四)▽星テ(大川前五)▽打合清三郎(大川前六)▽笠原省二(本町一)▽藤田仙一(本町二)▽佐藤昭作(本町三)▽荏原清吉(本町四)▽五十嵐武夫(本町五)▽五十嵐四郎(ウデコキ)▽渡辺喜八郎(ウデコキ)▽加藤幸雄(ウデコキ三)▽黒井関三郎(諏訪町一)▽海津一郎(諏訪町二)▽荒井清吉(雁巻町一)▽内山文治(新町一)▽吉田吉平(新町二)▽久保光正(新町三)▽上田茂則(新町四)▽大貫正一(若葉町一)▽鈴木栄松(若葉町二)▽土田修治(若葉町三)▽佐藤健一(中央町一)▽笠原昭男(中央町二)▽佐藤正雄(中央町三)▽滝沢謙蔵(中央町四)▽浅間政男(中央町五)▽横山政男(新米町一)▽鈴木一雄(新米町二)▽丸山里三(新米町三)▽高山真木男(新米町四)▽荒沢岩雄(新米町五)▽佐藤力夫(蔵町一)▽日根清吉(蔵町二)▽高野誠一(蔵町三)▽高山仙一(蔵町四、五)▽五幣鉄雄(花園町一)▽清水沢泉(花園町二)▽野崎留治(文京町一)▽丸山猛(文京町二)▽山口新松(横川浜)▽武田一弥(小向)▽木村耕平(水田)▽渡辺八郎(鎌倉)▽長沢万寿広(天ヶ沢一)▽伊丹吉蔵(天ヶ沢二)▽新井田七郎(天ヶ沢三)▽武田徳治(矢代田一)▽三浦礼二(矢代田二)▽渡辺慎吾(矢代田四)▽柴森一治(矢代田五)▽村山与惣松(矢代田六)▽坂井タツ(矢代田七)▽保科三志郎(矢代田八)▽保科裕治(矢代田九、十)▽吉田清三郎(矢代田十一)▽安部幸雄(矢代田十二)▽阿部一雄(矢代田十三)▽丸山千代生(新保一)▽川瀬弘一(新保二)▽川瀬定(新保三)▽清水芳平(竜支)

地方税の一部が改正されました

改正されました

昭和五十六年度税法改正により、次のように地方税の一部改正がされました。

今回改正された主なものは次のとおりお知らせします。

○個人住民税

①住民税所得割の非課税限度額が引上げられました。これにより、夫婦と子供二人の給与所得者の場合、住民税所得割の非課税限度額は、収入金額百七十五万七千円(現行百五十八万四千円)となります。

(この措置は、昭和五十六年度限りです。)

②住民税個人均等割のみを課すべき者に係る均等割の非課税基準の基礎となる金額が、二十三万円(現行二十二万円)に引上げられました。

③年令七十才以上の老人配偶者控除額が、二十三万円(現行二十二万円)に引上げられました。

○法人住民税

①法人税割の税率を百分の十二・三(現行百分の十二・二)に改められました。

②法人住民税の均等割の税率適用区分が、資本金額又は出資金額に資本金積立金額を加えたものとなりました。

これだけは知っておきたい!

公共下水道

みなさんご存じのとおり、五十五年度から下水道工事に着手しました。

この下水道については昨年の七月に地域別に説明会を開いたり、広報やパンフレットを配布して、ある程度ご理解いただけたことと思えますが、一日も早く下水道が整備され、より住みよい町にするためにみなさんご理解とご協力をお願いします。

なお、本年から下水道事業の受益者負担金をいただくこととなりますので、今月は「受益者負担金」についてお知らせします。

○固定資産税

①新築住宅に係る固定資産税の減額措置の床面積要件を、四十平方メートル以上、百六十五平方メートル以下(現行二十平方メートル以上、百平方メートル以下)に改め、百平方メートル未満が減額対象となりました。

○軽自動車税

①月割課税制度が廃止されました。

○国民健康保険税

①課税限度額が二十六万円(現行二十四万円)に引上げられました。

※個人住民税の①②③、軽自動車税及び国民健康保険税は四月一日より、法人住民税の①は八月一日以後に終了する事業年度分より、②は四月一日以後に終了する事業年度分より、固定資産税は昭和五十五年一月二日以降(五十六年度課税対象分)の新築住宅より適用になります。

(問) 受益者負担金とは何ですか

(答) 簡単にいうと受益者負担金とは、下水道を整備するために必要な建設事業費の一部を、受益者に負担していただくお金のことです。

道路の地下に埋設する下水道工事は、非常に多額のお金がかかります。このお金を町全域から納入された町費(町民税など)や国からの補助金、起債(借入金)によってのみまかなうというのでは、水道事業が一部の地域の人々の利益になる事業だけに、公平負担の原則から考えて妥当



着々と工事が進む下水道事業 (昨年の中央線街路に本管布設工事風景)

ではありません。従って、下水道建設区域内の受益者に、工事費の一部を負担してもらいます。

(問) 受益者負担金とはどのくらいの額になるのですか

(答) 受益者負担金の基準となるのは土地です。その単価は、土地一平方メートル当り三百円(坪約千円)ですので、各個人の負担金額を算出するには、単価の三百円に各個人が所有している土地の面積を乗じた額が、その人の支払う受益者負担金額です。

(問) 受益者とは誰ですか

(答) 受益者とは、下水道が整備される区域内に所在する土地の所有者が受益者になるわけですが、使用貸借、賃貸借等について権利がある場合は、その権利者が受益者となるわけです。

つまりこの場合は、家屋所有者が受益者になるわけですが、下水道に関するご意見、ご質問がありましたら、役場建設課へ連絡してください。

停電のお知らせ

五月十二日(火)

9時~12時まで

(区域)

高ヶ沢 矢代田の一部 天ヶ沢の一部

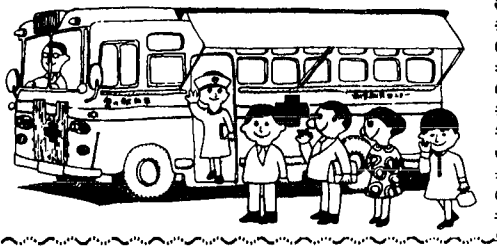
献血にご協力をお願いします

移動採血車「ゆうあい号」がきます

とき 5月28日(木)

ところ 役場前 丸山メリヤス前

AM 10:00~12:00 PM 1:00~3:00



愛鳥週間 5月10日~16日